

「令和6年産の需要に応じた生産」ポスター・チラシ作成業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

「令和6年産の需要に応じた生産」ポスター・チラシ作成業務委託を実施するに当たり、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めます。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「令和6年産の需要に応じた生産」ポスター・チラシ作成業務

(2) 目的

令和6年産の「需要に応じた生産」の推進

(「需要に応じた生産」の詳細については参考資料1を参照してください。)

(3) 業務内容

別紙1「令和6年産の需要に応じた生産」ポスター・チラシ作成業務委託仕様書
のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

2 スケジュール

募集開始	令和5年12月15日(金)
質問書受付期限	令和5年12月25日(月)正午まで
質問に対する回答	令和5年12月26日(火)
参加申込書提出	令和5年12月28日(木)正午まで
見本作品の提出期限	令和6年1月10日(水)正午まで
審査会	令和6年1月12日(金)【予定】
審査結果の通知・公表	令和6年1月16日(火)【予定】

※時間の記載がない場合は原則午後5時必着とする。

3 参加資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問方法

様式1「質問書」を電子メールにより送付すること

イ 受付期限

令和5年12月25日（月）正午（必着）

ウ 提出先

下記「9 担当」宛てに提出してください

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

新潟米情報センターホームページにおいて質問と回答のみを掲載します

（新潟米情報センター <https://www.niigatamai.info/>）

※質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正として扱います

イ 回答日

令和5年12月26日（火）予定

5 参加申込書及び見本作品の提出

(1) 参加申込書

ア 様式

様式2 参加申込書

イ 提出期限

令和5年12月28日(木)正午まで

ウ 提出方法

下記の「9 担当」あてにメールで提出してください。

(2) 見本作品及び見積書

ア 内容

下表のとおりとします。

提出資料	備考	提出部数
見積書 (任意様式)	見積りの内訳も明記してください	1部
見本作品	<p>【ポスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規格 B2サイズ、片面、カラー印刷 ○ デザイン等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者が興味を持ち、目を引くようなデザインとすること。 <p>【チラシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規格 A4サイズ、両面、カラー印刷 ○ デザイン <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスターと統一感のあるデザインとすること。 ○ 掲載してほしいデータ <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年産米の主食用米の県生産目標 ・ 新潟米の在庫量 ・ 新潟米の需要量 ・ 主食用米と非主食用米の所得比較 <p>なお、下記「9 担当」まで連絡をいただければ、上記データの詳細資料を送付します。</p>	それぞれ 5部
補足資料 (必要に応じて提出)	<p>見本作品について補足で説明する事項があれば提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル写真を撮影する場合はモデル人物等の詳細 等 	5部

イ 提出期限

令和6年1月10日(水)正午(必着)

ウ 提出方法等

下記「9 担当」宛てに、郵送又は持参での提出と併せて、見本作品についてはPDFデータをメールで提出してください。

なお、持参の場合は午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで(土日祝日を除く)とします。

6 受託者の決定等

(1) 受託候補者の決定

新潟県農業再生協議会事務局による審査会（令和6年1月12日を予定、書類審査のみ）において、評価基準（別紙2）に基づいて審査し、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果については、令和6年1月16日までに提案者それぞれに対して文書で通知します。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。この際、受託候補者との協議が整わなかった場合は、審査において次点となった者を新たな受託候補者とし協議を行います。

7 委託契約の詳細

(1) 契約上限額

800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 委託費の支払条件

精算払い

8 その他の留意事項等

(1) 見本作品の作成等に要する費用は、提案者が負担することとします。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しません。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがあります。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがあります。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者

(5) 契約締結までの間に、新潟県農業再生協議会との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合があります。

9 担当（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部農産園芸課

（新潟県農業再生協議会事務局 担当 水田農業係 種田）

TEL：025-280-5290

E-mail：ngt060030@pref.niigata.lg.jp